

会議名	第 1 回（平成 30 年度第 1 回）長崎市歴史的風致維持向上協議会
日時	平成 31 年 3 月 29 日（金）14：30～16：30
場所	長崎市議会第 4 会議室
議題	第 1 号 歴史的風致維持向上計画について（説明） 第 2 号 これまでの経過について（説明） 第 3 号 長崎市の維持向上すべき歴史的風致（案）について（意見聴取） 第 4 号 重点区域（案）について（意見聴取）
審議結果	第 1 号 歴史的風致維持向上計画について（説明） 【事務局】 ・上記議題について説明。 【委員】 ・質疑なし 第 2 号 これまでの経過について（説明） 【事務局】 ・上記議題について説明。 【委員】 ・質疑なし 第 3 号 長崎市の維持向上すべき歴史的風致（案）について（意見徴取） 【事務局】 ・上記議題について説明。 【委員】 ・出島が「長崎旧外国人居留地にみる歴史的風致」に入っていないのはなぜか。 ・中島川の石橋群は「近世長崎の町人文化にみる歴史的風致」ではなく、「中国文化の伝来にみる歴史的風致」ではないか。 ・「近世長崎の町人文化にみる歴史的風致」の範囲ついて、くんちの神輿守やシャギリ、傘鉾の地域はどうするのか。 【事務局】 ・出島のほとんどが復元建物であり出島内での生活がないため、歴史的風致の要件である「現代まで続く 50 年以上の営み」の条件を満たせない。そのような中で、出島を歴史的風致に取り込むため、出島町が長崎くんちの踊町であり、出島内で庭見せなども行われていることから、「近世長崎の町人文化にみる歴史的風致」として位置づけたい。 【委員】 ・「中国文化の伝来にみる歴史的風致」について、重要文化財である聖福寺が入っていないのはなぜか。

	【事務局】 ・聖福寺周辺で「現代まで続く 50 年以上の営み」がないため、歴史的風致に位置付けていない。重要文化財の保存については、文化財保護法の観点から取り組みたい。 【委員】 ・長崎ランタンフェスティバルは「現代まで続く 50 年以上の営み」ではないのではないか。 【事務局】 ・純粋に「現代まで続く 50 年以上の営み」としては中国盆しかないが、その活動が今の長崎ランタンフェスティバルへと発展していることから、一連の活動として国と協議を行いたい。 【委員】 ・重要文化財の保護については、長崎県で大綱を作成し、今後市町で作成することになる「地域活用計画」でカバーできる。 【委員】 ・50 年の営みというのも杓子定規でやるのは難しく、ある程度の流れがあればそれでも良いのではないか。 【委員】 ・目で見えるものに囚われすぎていないか。 ・例えば、原爆落下中心地ではその地面自体が、長崎原爆遺構となっている。 【委員】 ・出島の復元整備事業は「現代まで続く 50 年以上の営み」にならないか。 【事務局】 ・国の考え方で公共事業は「現代まで続く 50 年以上の営み」に含まれない。 【委員】 ・重要文化財の清水寺を歴史的風致の対象とできないか。 ・八坂神社の祇園祭は「近世長崎の町人文化にみる歴史的風致」に入らないか。 ・歴史的風致の選定整理表について、歴史文化保存活用区域の浦上区域の営みとして「浦上くんち」も入れるべきではないか。 【事務局】 ・清水寺と八坂神社の祇園祭の関係性については、調査する。 ・「浦上くんち」について、「現代まで続く 50 年以上の営み」ということ
--	--

	であれば、資料に記載する。ただし、歴史的風致として位置づけるには、重要文化財との関わりが薄いことから条件を満たさない。 【委員】 ・歴史的風致の区域の設定についてどのような観点で整理をしているのか。市民への相応の説明責任がある。 【事務局】 ・「活動」を感じることができる範囲で設定している。市民への説明の方法等について検討する。 【委員】 ・「重なる信仰」という表現は、信仰が混ざり合ったような印象を受け取るので変えて欲しい。 【事務局】 ・検討する。 第4号 重点区域（案）について（意見徴取） 【事務局】 ・上記議題について説明。 【委員】 ・対象範囲に入ったときのメリット・デメリットについて知りたい。 【事務局】 ・重点区域内で歴史を活かしたまちづくりに関する事業を実施する際に、国からの支援を得ることができることがメリットであり、建築物に制限をかけるなどのデメリットはない。 【委員】 ・重点区域の設定について、立地適正化計画における「自然共生区域」が本計画における重点区域となっているが、矛盾はないか。 【事務局】 ・自然共生区域内には鍋冠山展望台や金刀比羅神社等の観光施設や歴史的建造物があることから、必要に応じて整備を行う必要がある。 【委員】 ・行政的なものの見方と、文化財的なものの見方と、それぞれが一見できる図を作ってほしい。 【事務局】 ・立地適正化計画について、次回協議会で概要を説明する。 【委員】 ・本計画の中で重点区域を指定することで、まちづくりのソフト支援を行っていくのか。
--	---

	【事務局】 ・ソフトだけでなくハードも含めて国の支援を活用しながら、重点区域内の整備を進めていきたい。 【委員】 ・重点区域について、景観形成重点地区から外れた部分を指定している箇所があるが、今後、景観形成重点地区に指定して規制等を行うのか。 【事務局】 ・新たに景観形成重点地区にかけて規制を行うことは今のところ考えていない。 ・ただし、重点区域内の関係者の方々との協議を行う中で、景観形成重点地区の範囲を広げて規制をかけるべきという意見がある場合は検討を進める可能性はある。 【委員】 ・何らかの地区計画をつくる考えがあるか。 【事務局】 ・地区計画も含めて、用途の緩和については現在検討中である。 【委員】 ・建築基準法３条適用除外の「その他条例」についてはどう考えているか。 【事務局】 ・本計画とは別で現在検討中である。
--	---